

別紙 4

地方税に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）に対する意見等とそれに対する本市の考え

募集期間 令和 3 年 1 月 2 2 日（金）～令和 3 年 2 月 2 2 日（月）

意見提出者 2 人

※ 御意見につきましては、原文どおりとしていますが、一部読みやすくするため改行等の処理を行っています。

項番	御意見	市の考え方
1	徴収した税額等を把握する為、納税者等の収納情報を管理する。滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行う為、納税者等の滞納を管理する。不正アクセス行為の禁止等に関する法律に言う、アクセス制御機能としては、ユーザ ID に寄る識別とパスワードに寄る認証、更に認証したユーザに対する認可機能に寄って、そのユーザがシステム上で利用出来る事を制限する事で認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。	御意見の内容につきましては、概ね評価書（案）と同様の内容又は抜粋であり、参考意見として受け止めさせていただきます。
2	不正アクセス行為の禁止等に関する法律と言うアクセス制御機能としては、ユーザーが ID に寄る識別とパスワードに寄る認証、更に認証したユーザに対する認可機能に寄って、そのユーザがシステム上で利用出来る事を制限する事で、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。 （その他） ・全てのシステム事務が毎年 1 2 月 2 9 日～翌 1 月 3 日迄が休みと成る。毎年 1 月 4 日以降全てのシステムが業務が始まる。	御意見の内容につきましては、概ね評価書（案）と同様の内容又は抜粋であり、参考意見として受け止めさせていただきます。 御意見のその他につきましては、特定個人情報保護評価書（案）にはシステム運用休止期間の記載はありませんが、参考意見として受け止めさせていただきます。